

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。）、台風第19号等による農林水産関係被害への支援対策について

令和元年11月29日
農 林 水 産 省
環 境 省
総 務 省

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。）、台風第19号等により、全国各地域の農林水産業に被害がもたらされた。

このため、被災された農林漁業者の方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるように、以下の総合的な対策を講ずる。

1 災害復旧事業等の促進

- (1) 農地・農業用施設、共同利用施設、森林関係及び漁港施設等の農林漁業関係施設の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知、農林水産省職員の現地への派遣による技術的支援等を通じて、災害復旧事業等により、早期復旧を支援。
- (2) 農地・農業用施設、林道、農林水産業共同利用施設及び公共土木施設^{*1}の災害復旧事業を対象として「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」に基づき、机上査定限度額の引上げ等による災害査定効率化を実施。

2 農業用ハウス、共同利用施設等の導入の支援

- (1) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）を発動し、補助上限額及び対象地域の制限を撤廃するとともに、事前着工を可能とし、農業経営に必要な農業用ハウス・農業用機械等の再建・修繕（被災した施設及び災害復旧事業の対象とならない農業用ハウス等に流入した土砂（土砂混じりがれき等）の撤去を含む。）に要する経費を助成。

農業用ハウスについて、園芸施設共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて事業費の2分の1相当を支援（共済非加入の場合は10分の3相当）。

農業用機械・畜舎等について、被災後も営農をやめることなく再開しようとする者（中心経営体など農地の永続的な利用を担う者）として市町村が認める

者に対して補助率を引き上げて事業費の2分の1を支援。※¹

さらに、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）により農業用ハウスの補強に要する経費、持続的生産強化対策事業により農業用ハウスの補強に必要な資材の共同購入費を助成。

- (2) 被災を機に作物転換、規模拡大及び施設の強靱化等に取り組む産地に対し、簡易な農業用ハウスや果樹棚等の設置や補強に必要な資材導入や農業機械等のリース導入に要する経費を助成。
- (3) 被災した共同利用施設等（集出荷施設、乾燥調製貯蔵施設、家畜飼養管理施設等）及び卸売市場の再建・修繕や、被災を機に産地で共同利用する耐候性ハウスを導入する取組、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成。
- (4) 被災した農業用ハウスのガラス片等が混入した農地について、災害復旧事業により、ガラス片等の除去を支援。
- (5) 農業用ハウスの資材や施工業者が早期に確保できるように、以下のとおり対応。
 - ① 農業資材メーカー等に資材の供給状況等を確認するとともに、円滑な資材供給及び施工業者の確保への協力を依頼。
 - ② 各県や農業者団体等に対し、①の協力依頼について情報提供するとともに、全国のハウス施工業者リストを提供。また、農業者が自ら施工できるようにハウスの自力施工マニュアルを周知。

なお、(1)、(2)及び(3)の支援は、再建後の施設について、利用者が園芸施設共済等の保険に入ることが前提。

3 油流出への対応

- (1) 水害により油の付着した稲、大豆について出荷できない場合、農業共済の支払対象となること農業者に対して周知。
- (2) 油が付着した農地等について災害復旧事業により、油の除去等を支援。
- (3) 流出した油による漁業被害防止のため、専門家を現地に派遣し、調査並びに防除及び回収についての指導を実施。

4 共済金の早期支払等

- (1) 農業共済、森林保険、漁業共済・漁船保険について、損害評価を迅速に行い、

共済金・保険金の早期支払を実施。

(2) 農業保険について、掛金の払込期限を延長。^{※2}

(3) 近年多発する自然災害に対して、農林漁業者自らに備えてもらう観点から、地方公共団体及び関係団体と連携の上、本支援対策の実行時を含め、様々な機会を活用して、引き続き農業保険（収入保険、農業共済）、森林保険、漁業共済、漁船保険等への加入を促進していく。

5 災害関連資金の特例措置

(1) 被災農林漁業者等が意欲を持って経営を再開できるように、以下のとおり対応。

- ① 農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化。
- ② また、農業近代化資金、漁業近代化資金等の借入れについて、（独）農林漁業信用基金、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除。
- ③ 農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額を「600万円又は年間経営費の12分の6」から「1,200万円又は年間経営費の12分の12」、農林漁業施設資金の貸付限度額を「負担額の80%又は1施設300万円（特認600万円）」から「負担額の100%又は1施設1,200万円」に引上げ。^{※1}
- ④ 農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金、農業近代化資金、漁業近代化資金等の災害関連資金を実質無担保・無保証人での貸付け。^{※1}
- ⑤ 集出荷施設が被災し、出荷が出来ないなど間接的に被害を受けた農林漁業者に対する農林漁業セーフティネット資金等の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化。^{※1}

(2) また、以下のとおり要請済み。

- ① 新規融資に際しては、円滑な融通が図られるよう、関係金融機関に要請。
- ② 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講ずるよう、関係金融機関に要請。
- ③ 災害救助法の適用地域の被災者が、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講ずるよう、農林中金等に要請。

6 営農再開に向けた支援

(1) 被害果樹・茶の植替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費、浸水被害により大規模な植え替えを行う場合の早期成園化や代替農地での営農等に必要な経費、落下果実の利用促進に必要な経費、被災した果樹産地の継続・再

生のための収穫物運搬や浸水被害を受けた樹体の洗浄等による樹体保護・樹勢回復、病害のまん延防止に必要な経費等を助成。

- (2) 収穫後、倉庫等に保管していた米が浸水により被害を受けた農家については、営農再開に向けた土づくり、種苗等資材の準備等の取組に対する経費を支援。
- (3) 河川堤防の決壊等により、大規模な浸水被害を受けた地域において稲作農業の継続に向け、追加的に行う土づくりや作業委託、機械レンタル等の取組を支援。
- (4) 被災により、水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成、産地交付金）及び畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策の面積払）の対象作物について本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合にあっても、それぞれ交付金の対象になることを周知。また、被災農業者の手続きの簡素化を実施。
- (5) 被災に伴い必要となる追加防除・施肥、追加的な種子・種苗・培地の確保、飛散したガラスや稲わら等の撤去、被災した集出荷施設等における簡易な補修、他の集出荷施設等への農作物の輸送等に要する経費を助成。
- (6) 被災した酪農・畜産農家の経営継続を支援するため、以下のとおり対応。
 - ① 乳牛に対する乳房炎の治療・予防管理等に要する経費を助成。
 - ② 停電時に緊急的に行った非常用電源の確保等に要する経費を助成。
 - ③ 簡易畜舎等の整備、畜舎や機械等の簡易な修理、土砂・がれき等の撤去等に要する経費を助成。
 - ④ 被災家畜の避難・預託、死亡・廃用家畜に係る家畜導入を支援。
 - ⑤ 自給飼料の品質低下を抑制するための発酵促進剤や不足する粗飼料を購入する場合に要する経費を助成。
 - ⑥ 酪農ヘルパーの被災農家への出役を支援。
- (7) 被災した畜産農家の資金繰りを支援するため、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）、肉豚経営安定交付金（豚マルキン）における生産者負担金の納付みなし、肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の納付期限延長、鶏卵生産者経営安定対策事業における積立金の減額等を実施。
- (8) 専門家が被災農業者を個別に訪問して、農業経営の再開に向けた相談活動を実施。

7 被災農業者の就労機会の確保、被災農業法人等の雇用の維持のための支援

- (1) 災害復旧の円滑な実施と就労機会の確保の観点から、災害復旧事業等におけ

る被災農業者の就労を促進。

- (2) 被災農業法人等が、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に、農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）により必要な経費を助成。
- (3) 農業次世代人材投資事業については、被災により農作業を行えない場合、復旧作業を研修や農業生産等の従事日数に加えられること、一定の研修や農業生産等の従事日数を確保できない場合には、当該休止期間に相当する期間、交付期間を延長することができる取扱いについて周知。

8 農地・農業用施設の早期復旧等の支援

- (1) 損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動を支援。
- (2) 被災地域において、農業水利施設等の復旧を進めるとともに、水管理・維持管理の省力化や長寿命化対策、防災減災対策等の取組に対して支援。
- (3) 被災地域において、農地等の復旧を進めるとともに、大区画化、畑地化などの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を図る取組に対して支援。
- (4) 被災した鳥獣被害防止施設の復旧・再整備を支援。

9 林野関係被害に対する支援

- (1) 台風第15号による風倒木被害に係る調査結果も踏まえ、治山事業や森林整備事業により、被災した山林の早期復旧や、山地災害発生の危険性が高い地区等における治山施設の設置等の実施を支援。
- (2) 被災した木材加工流通施設等の復旧・整備や損壊した施設の撤去に要する経費を助成。
- (3) 被災した特用林産振興施設について、特用林産物の生産に必要なハウス・機械等の再建・修繕、損壊した施設の撤去及び生産資材の導入に要する経費を助成。

なお、再建後の施設について、利用者が園芸施設共済等の保険に入ることが前提。

10 水産関係被害に対する支援

- (1) 被災地域において、漁港施設等の復旧を進めるとともに、防潮堤等の高潮・

高波対策に対して支援。

- (2) 流木等による水産業への影響を最小限に食い止めるように、以下のとおり対応。
 - ① 漁場等に堆積・漂流する流木等については、漁業者等による監視、回収・処理に必要な経費を補助するとともに、環境省と連携し回収・処理を推進。
 - ② 海岸保全施設の機能を阻害する流木等については、農林水産省、国土交通省が連携し、回収を支援。
- (3) 被災を機に収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に取り組む沿岸漁村地域に対し、必要な漁具、漁船のリース方式による円滑な導入に要する経費を助成。
- (4) 漁業者・水産加工業者の経営の再開に向け、以下の支援を実施。
 - ① 被災した共同利用施設（荷さばき施設、漁具倉庫、水産加工施設、種苗生産施設等）の再建・修繕や、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成。
 - ② 流通に必要な代替機器の整備・リース導入に要する経費を助成。
 - ③ 漁港等周辺のがれき・廃棄水産物の処理、他の産地市場への水産物輸送に要する経費を助成。
 - ④ 内水面水産資源状況等の調査及び資源回復のための増殖に要する経費を助成。

11 停電への対応

- (1) 早期の営農再開に向け、停電により出荷・使用できなくなった農作物や培地の撤去・消毒等の栽培環境の整備、追加的な種子・種苗・培地の確保、他の集出荷施設等への農作物の輸送等に必要な経費を助成。
- (2) 被災した酪農・畜産農家に対し、停電に伴い発生した乳房炎の治療、死亡・廃用家畜に係る家畜導入、緊急的に行った非常用電源の確保等を支援。
- (3) 被災した特用林産物生産者の事業再開を支援するため、特用林産物に係る生産資材の再導入に要する経費を助成。
- (4) 停電により出荷・使用できなくなった産地市場や蓄養施設等の機能を回復し、早期に経営を再開できるよう、荷さばき施設等の修繕、他の産地市場への水産物輸送等に要する経費を助成。

12 災害廃棄物処理事業の周知

被災した農業用ハウス等の農林水産関係の災害廃棄物は、生活環境保全上支障がある場合、市町村が実施する災害廃棄物処理事業の対象になり得ることについて、市町村廃棄物担当部局に周知。

13 地方財政措置による支援

関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないように、上記の対策の内容に応じ、地方財政措置で適切に対応。

- ※1 台風第19号が対象。
- ※2 台風第15号及び台風第19号が対象。
- ※3 2(1)、2(2)、2(3)、6(5)、9(2)、9(3)、10(4)、11(4)については、別紙の留意事項を参照。
- ※4 本支援対策は、予算の範囲内で実施。

(別紙)

農業用ハウス・農業機械の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等における留意事項

農業用ハウス・農業機械の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等については、それぞれの農林漁業者ごと（共同利用施設の場合は施設ごと）に次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

- (1) 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等
- (2) 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

<関係する項目>

2 (1)、2 (2)、2 (3)、6 (5)、9 (2)、9 (3)、10 (4)、11 (4)